

## 8 各種相談

区民が日常の生活で直面するさまざまな問題を迅速かつ適切に解決できるように、種々の相談事業を実施しています。区で実施している相談事業は、区民相談室で行っているものと、各課で実施しているものとに大別されます。

区民相談室では、「品川区区民相談室事業運営要綱」に基づき、区民相談員による一般相談や犯罪被害者等相談のほか専門家による専門相談を9種類設けています。相談の内容は多岐にわたっていることは当然ですが、時代を敏感に反映しています。令和5年度は、相続・贈与、土地・家屋、夫婦・男女関係、親子・家族関係に関する相談が多くありました。

各課で実施している相談の内容も多岐にわたっており、それぞれの担当部課で専門的にきめ細かく対応しています。

### I 区民相談室相談一覧

相談名		開設日	時間	相談員
相 一 談 般	区民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	区民相談員
	犯罪被害者等相談			
専 門 相 談	法律相談	毎週水曜日及び 第2・4月曜日	午後1時～4時	弁護士
		第1火曜日	午後6時～8時30分	
		第3日曜日	午前9時30分～正午	
	税金相談	第2・4火曜日	午後1時～4時	税理士 (東京税理士会品川・荏原両支部)
	不動産取引相談	第2・4金曜日	午後1時～4時	宅地建物取引士 (東京都宅地建物取引業協会 第五ブロック品川区支部)
	司法書士相談	第2木曜日	午後1時～4時	司法書士 (東京司法書士会品川支部)
	行政書士相談	第1～4金曜日	午後1時～4時	行政書士 (東京都行政書士会品川支部)

	社会保険労務士相談	第1 金曜日	午後1時～4時	社会保険労務士 (東京都社会保険労務士会品川支部)
	人権身の上相談	第1・3 火曜日	午後1時～4時	人権擁護委員
	国の行政相談	第1・3 木曜日	午後1時～4時	行政相談委員
	外国人生活相談	第2 火曜日 第2・4 木曜日	午前9時～午後5時	第2 火曜日－英語 (英語相談員) 第2・4 木曜日－中国語 (中国語相談員)

### 区民相談

区民相談室では、一般相談として日常生活の困りごとや悩みごとについての相談に応じています。令和5年度の取扱件数は2,066件で、相続・贈与に関する相談が736件(35.6%)、土地・家屋に関する相談が316件(15.3%)と上位を占め、相隣関係204件(9.9%)、親子・家族関係195件(9.4%)、戸籍・住民票97件(4.7%)、夫婦・男女関係96件(4.6%)、労働71件(3.4%)と続き、その他の相談は種々広範囲にわたっています。

### 犯罪被害者等相談

犯罪被害に遭われた方やその家族の方の相談に応じ、必要な場合は公的機関等へ付き添います。令和5年度は相談件数9件、付き添い件数は0件となっています。

### 専門相談

#### (1) 法律相談

法律相談では、借地・借家、相続など、暮らしに関する法律問題について、よりよい解決のために適切な助言を行っています。令和5年度の取扱件数は1,073件で、中でも相続・贈与310件(28.9%)および土地・家屋203件(18.9%)が多く、夫婦・男女関係179件(16.7%)、金銭・消費者133件(12.4%)がこれに続き、親子・家族関係73件(6.8%)、相隣関係55件(5.1%)となっています。

#### (2) 税金相談

税金相談では、相続、贈与、不動産売買など税金に関する相談に応じています。令和5年度の取扱件数は197件で、相続税100件(50.8%)、贈与税39件(19.8%)、所得税36件(18.3%)、譲渡所得税21件(10.7%)の順になっています。

#### (3) 不動産取引相談

不動産取引相談では、土地・建物の取引に関する問題等の相談に応じています。令和5年度の取扱件数は90件で、土地・家屋についての相談が83件(92.2%)となっています。

#### (4) 司法書士相談

司法書士相談では、不動産や会社の登記手続きのことなどの相談に応じています。令和 5 年度の取扱件数は 83 件で、相続・贈与が 63 件(75.9%)、土地・家屋 14 件(16.9%) となっています。

#### (5) 行政書士相談

行政書士相談では、国や都・区などの官公署に提出する書類の作成や行政手続きについての相談に応じています。令和 5 年度の取扱件数は 30 件で、そのうち相続・贈与 22 件(73.3%)、土地・家屋 3 件(10.0%)、金銭・消費者 3 件(10.0%) の順になっています。

#### (6) 社会保険労務士相談

社会保険労務士相談では、年金、社会保険、労働問題などの相談に応じています。令和 5 年度の取扱件数は 21 件です。労働 18 件(85.7%)、保健・医療 3 件(14.3%) となっています。

#### (7) 人権身の上相談

人権侵害や家のもめごとや悩みごとなどの身の上相談に、人権擁護委員が応じています。令和 5 年度の取扱件数は 2 件となっています。

#### (8) 国の行政相談

国の行政機関などの仕事に対する要望や苦情を行政相談委員が受けています。令和 5 年度の取扱件数は 51 件です。

#### (9) 外国人生活相談

第 2 火曜日は英語、第 2・4 木曜日は中国語による相談を実施しています。令和 5 年度の相談件数は 20 件です。そのうち社会福祉 5 件(25.0%)、税金 3 件(15.0%)、土地・家屋 1 件(5.0%)、労働 1 件(5.0%) となっています。